

認定社会福祉士認証・認定機構研修認証基準細則（2012年細則第2号）第2条表中の別に定める基準

（2012年5月20日理事会）

認定社会福祉士認証・認定機構研修認証基準細則（2012年細則第2号）第2条表中の別に定める基準は、次のとおりとする。

- 1 法人格を有していない団体が研修認証を受けようとする場合は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - ①研修の実施に関して責任を持つことができる団体（機関）であること
 - ②研修について外部からの問い合わせに対応できる体制であること
 - ③履修履歴管理について継続して責任を持つことのできる団体（機関）であること

- 2 研修認証申請に当たっては、研修認証申請書に次に掲げる書類を添付する。
 - ①団体の規約
 - ②過去5年間の活動実績
 - ③前年度決算書類
 - ④当該年度予算書類